

隠岐の島町雇用対策協議会会費規程

令和元年5月20日制定

第1条 隠岐の島町雇用対策協議会規約第21条に規定する会費の額は、次の表に掲げるとおりとする。

| 区 分 | 金 額 |
|------------------------|---------|
| 隠岐の島町 | 50,000円 |
| 関係機関 | 20,000円 |
| 民間企業 従業員規模（雇用保険の被保険者数） | |
| 20人未満 | 3,000円 |
| 20人～49人 | 10,000円 |
| 50人～99人 | 15,000円 |
| 100人以上 | 20,000円 |

- (1) 民間企業の会費は原則として、入会日の属する年度または入会日の従業員数に応じた金額とし、翌年度以降の会費は、届出により当該年度の初日の従業員数に応じて決定する。
- (2) 従業員数は隠岐の島町内の事業所に勤務する人数とする。

附 則

この規程は、令和元年5月20日から施行する。